

長野市移住・定住情報発信事業 仕様書

1. 事業名称

長野市移住・定住情報発信事業

2. 事業目的

公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構(旧・認定NPO法人ふるさと回帰支援センター)の移住相談者数が2008年から2024年で約26倍に増加したほか、同法人主催の日本最大級の移住イベント「ふるさと回帰フェア」の参加者数が年々増加するなど、全国的な地方移住への機運が高まっている。

また、働き方など生き方の多様化等を要因として、移住希望者の年齢層が若年化しており、移住希望者の多数をシニア世代が占めた時期と比較して、漠然と地方暮らしを希望・検討する層が増加している。

こうした背景を鑑みて、属性や移住検討の具体度に応じた段階的かつ効果的な情報発信コンテンツの拡充を図るとともに、移住に関する情報の集約及び一元化した情報発信媒体の構築が重要である。

以上を踏まえ、移住に関する情報源の入り口となるポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)の制作、移住希望者に対する訴求コンテンツ(以下、「コンテンツ」という。)の拡充及び情報発信を図ることで、移住希望先としての長野市(以下、「本市」という。)の競争力を高めるとともに、本市への移住・定住を促進させることを本事業の目的とする。

また、令和8年度に、各種データ分析を踏まえた移住希望者のターゲット分析(以下、「ターゲット分析事業」という。)を実施予定である。この事業と連携し、移住に関する本市の強みやターゲット像を本事業に反映させながら、戦略的な情報発信媒体(ポータルサイト及びコンテンツ)の構築を図るものとする。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務概要

事業目的を踏まえ、以下の(1)から(4)の業務を実施すること。

- (1) ポータルサイトの制作
- (2) ポータルサイトの保守・運営・管理・更新等関連する業務一式
- (3) ポータルサイトに格納する動画コンテンツ等の作成
- (4) 情報発信・広告

5. 業務内容

(1) 各業務共通の方針

- ・本仕様書の内容を基本にしつつ、本市の意向を十分に反映し、総合的なコンサルティングを行うこと。
- ・本市と密に連携を取り、必要に応じて対面又はオンラインでの打合せを隨時行うこと。
- ・ターゲット分析事業の結果を、本業務に逐次反映すること。
- ・本市の地域資源(ヒト・モノ・コト)等を踏まえ、移住促進に効果的と見込まれる業務全体のコンセプトを設定し、そのコンセプトに沿ったデザインで統一すること。
- ・ポータルサイトの対象は移住希望者全体とし、作成するコンテンツごとに対象(属性、移住検討の具体度等)を設定すること。なお、特に若年層(20歳代～40歳代程度)及び子育て世帯に訴求力のある情報発信媒体を構築すること。

(2) ポータルサイトの制作

ア 公開期間

- ・令和8年12月25日までに公開すること。ただし、本市と協議の上、公開時期及び公開範囲を変更することができる。

イ ポータルサイトのキャッチコピー(タイトル)設定

- ・コンセプトに沿ったポータルサイトのキャッチコピーを設定すること。

ウ デザイン

- ・コンセプト及びキャッチコピーに沿ったデザインとすること。
- ・他市町村の類似サイト等と差別化を図りつつ、移住を漠然と検討する層の印象にも残るよう、斬新かつ本市らしいデザインとすること。
- ・広告等に使用できるポータルサイトのロゴを作成すること。

エ サイトマップの作成等

- ・ポータルサイトの作成前に、ポータルサイト内のページ構成及び各ページの主な内容・機能等をまとめたサイトマップを作成し、本市と協議すること。
- ・ポータルサイトの構成及び事業目的の達成に必要と思われる機能、ページ等については、本仕様書に記載の無い事項であっても作成すること。(例:移住相談窓口、お問合せ先及び移住支援制度等の案内ページなど。)

オ ユーザビリティへの対応

- ・閲覧者が必要とする情報に簡単にたどりつき、コンテンツを効果的かつ網羅的に回遊できるサイト構成にすること。
- ・年齢や身体的条件により閲覧が制限されないよう、アクセシビリティに配慮すること。(WCAG(Web Content Accessibility Guidelines)における適合レベルAA程度を原則とすること。)

カ マルチデバイスへの対応

- ・パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報端末に対応し、表示内容が適切な状

態に自動的に変化するページを作成すること。

キ CMS等について

- ・職員も更新等の作業ができるよう、CMS(Contents Management System)を導入すること。

ク サーバ・ネットワーク要件

- ・公開用WEBサーバは、24時間365日の運用を基本とし、常に最新のプログラムを用い、24時間監視が行われていること。
- ・WEBサーバ及びドメインは、受託事業者が調達すること。
- ・サーバのスペックについて、システムのバージョンアップや機能・コンテンツの追加、アクセス件数等を勘案し、構築すること。また、運用期間中にコンテンツ数・アクセス数が増加しても別途費用が原則発生しないこと。

ケ その他

- ・URL、ドメインについては、契約後に本市と協議の上、決定する。
- ・閲覧者が目的の情報へたどり着けるように主要な検索エンジン(Yahoo!、Google等)のキーワード検索を利用する事を考慮し、各ページを検索されやすいように構築すること。また、検索結果の上位に表示される工夫をすること。
- ・ポータルサイトの利用動向を把握するため、ポータルサイトに関するデータの取得環境の導入及び設定等を実施すること。
- ・デザイン及びレイアウトに必要となるデジタルデータ(写真、動画、イラスト、アイコン、バナー、コピーライティング等)は、受託事業者において入手することを原則とする。ただし、本市と協議の上、必要に応じて本市が所有するものを貸与することもできる。

(3) ポータルサイトの保守管理等

ア セキュリティ対策及び保守

- ・セキュリティ上のリスク及び脅威等について、被害を未然に防ぎ、拡大を防止するために必要な措置を講ずること
- ・公開サーバにSSLサーバ証明書を導入設定すること。
- ・CMSは定期的にセキュリティアップデートを事業者側で行うこと。
- ・脆弱性が発見された場合、外部からの不正アクセス等による影響を受けた場合は、原因を究明し、速やかに対策を行うこと。

イ 障害への対応

- ・システムに障害が発生した際には、直ちに本市へ連絡すること。また、障害の原因究明及び障害対応を行い、障害発生の状況、対応作業内容及び再発防止策について速やかに本市に報告すること。

ウ バックアップの作成

- ・システムに障害が発生した場合に備え、必要なバックアップを定期的に実施する

こと。また、バックアップから復元まで速やかに行える体制を整えること。

エ 情報更新等

- ・軽微な修正は都度対応することとし、大幅な更新等は本市及び受託者双方の同意の上、事業費内で実施すること。

オ アクセスレポート

- ・ページごとのページビュー数等をまとめたアクセスレポートを毎月提出すること。
なお、提出内容及び提出頻度は、本市と協議の上変更できるものとする。

カ その他

- ・本市が次期システムに移行等する際には、本市の求めに応じ、前コンテンツのデータを提供するなど、円滑な移行を支援すること。また、移行後も同じドメインを使用できること。

(4) コンテンツの作成

以下の表のとおりコンテンツを作成し、ポータルサイトに格納すること。なお、以下の特記事項がある場合は、その指示に従うこと。

また、作成するコンテンツごとに、主なターゲット及びKPI等を設定すること。

- ・「必須」欄に○の記載があるものは、必ず作成すること。
- ・「必須」欄に△の記載があるものは、任意の作成とする。
- ・「流用」欄に○の記載があるものは、令和6年度に作成したポッドキャストコンテンツ（以下、「既存ポッドキャストコンテンツ」という。）又は令和7年度に作成中の移住・定住情報冊子（eBook形式）（以下、「情報誌」という。）に掲載されている内容を流用して作成してもよい。（新たに作成してもよいが、その場合は既存コンテンツと連携し、差異等がないようにすること。）

コンテンツ概要		必須	流用
① 基本情報コンテンツ			
内容	本市の人口、面積、気候、交通アクセス、各エリアの概要・特徴、公共・教育・医療・保育・商業施設、住宅・生活・子育て環境等の情報を網羅的にまとめた、本市の概要説明コンテンツ	○	○
規格	・図や表、イラスト等を活用し、視覚的に訴求すること。 ・本市ホームページ等と連携すること。		
② 移住者インタビュー記事			
内容	移住者の本市での生活、移住のきっかけ、移住までの経過等をまとめたインタビュー記事	○	○
規格	・情報誌に掲載予定のインタビュー記事のみの掲載でもよい。 ・移住希望者が共感できる内容にすること。		
③ 移住・定住促進動画			
内容	本市のリアルな日常(通勤、休日、気候、景色など)を視覚的に体験できるショート動画等の作成	○	
規格	・別表1のとおり		
④ ポッドキャスト			
内容	移住に関するリアルな話題を提供する音声コンテンツ	○	○
規格	・既存ポッドキャストコンテンツのみの掲載でもよい。 ・既存ポッドキャストの公開延長料として、70万円(税抜)を事業費に含めること。		
⑤ その他効果的と見込まれるコンテンツ等			
内容	・事業目的が達成できると見込まれるコンテンツ ・特定の属性(若年層、子育て世帯等)に対し、特に訴求力のあるコンテンツ等	△	
規格	・本市の強みを訴求できるコンテンツとすること。 ・話題性、先進性のある訴求方法を積極的に取り入れること。		

別表1 「③ 移住・定住促進動画」詳細

規格等詳細	
概要	・本市のリアルな日常(通勤、休日、気候、景色など)を視覚的に体験できるショート動画
時間・本数	・15～30秒程度×10本以上 ・本市と協議の上、時間及び本数は変更できるものとする。
規格	・スマートフォンでの視聴に適したものにすること。 ・解像度はフルハイビジョン以上とすること。 ・YouTubeへの掲載を前提とすること。また、若年層への訴求力向上のため、InstagramやTikTok等各種SNSでの活用を想定した形式とすること。
撮影	・新規撮影を原則とすること。 ・撮影に関する調整、許可申請等各種手続きは、受託者が行うこと。
編集	・BGM等音楽素材の使用に際しては、オリジナル又はフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。 ・必要に応じて、字幕、テロップ等をつけること。
要点	・本市の移住後の暮らしをイメージできること。 ・シリーズ形式やvlog形式など、コンセプトに沿った一連の内容にすることで、継続的な視聴を促す工夫をすること。 ・アニメーションの使用や編集等により、特に若年層の視聴意欲を促す工夫をすること。 ・既存の概念にとらわれることなく、本市の暮らしを訴求すること。 ・話題性、先進性のある訴求方法を積極的に取り入れること。
その他	・撮影許諾、肖像権、著作権、ロケーション調整等について、受託者の責任において適切に対応し、必要な手続きを行うこと。 ・SNSでの公開を前提とするため、権利関係や利用関係の明確化等、リスク管理を徹底すること。

(5) 情報発信・広告

以下の表のとおり、情報発信及び広告を実施すること。

項目	概要
①ポータルサイトに関する広告	<ul style="list-style-type: none">・ポータルサイトの公開について広告すること。・ポータルサイトの認知拡大及びポータルサイトへの誘導を目的とすること。・移住に興味がある層を主な対象とし、本市と協議の上ターゲティング設定すること。・SNS広告、WEB広告及びインターネット広告などのデジタル広告を効果的に実施すること。・効果的なSEO対策を設定すること。
②仕様書5(4)で作成したコンテンツに関する広告	<ul style="list-style-type: none">・少なくとも、「③移住・定住促進動画」の公開について広告すること。・少なくとも、「③移住・定住促進動画」の視聴数向上及びポータルサイトへの誘導を目的とすること。・移住に興味がある層を主な対象とし、本市と協議の上ターゲティング設定すること。・SNS広告、WEB広告及びインターネット広告などのデジタル広告を効果的に実施すること。
③その他効果的と見込まれる情報発信、広告等	<ul style="list-style-type: none">・事業目的が達成できると見込まれるもの・話題性、先進性のある訴求方法を積極的に取り入れること。
④その他	<ul style="list-style-type: none">・情報発信及び広告に必要となるデジタルデータ(写真、動画、イラスト、アイコン、バナー、コピーライティング等)は、原則、受託事業者において入手及び作成すること。・効果的と見込まれる情報発信・広告手段を隨時模索し、積極的に本市に提案すること。

6. 業務計画書の提出

受託者は、受託後速やかに、「5. 業務内容」に掲げる全業務の業務スケジュールを明らかにした業務計画書(任意様式)を発注者に提出すること。なお、発注者との協議により、これら計画書の内容に関わらず、同時又は順次に必要な業務を実施するものとする。

7. 業務主任者の配置

本業務全体の企画・運営の責任を持つ「業務主任者」を受託事業者の中から1名選任し、配置すること。業務主任者は、業務成果の最大化に向けた企画、判断、業務遂行管理及び本

市との連絡調整等の統括業務を行うこと。

8. 労働環境報告書及び業務体制図の提出

長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるとときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。また、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。

9. 中間検査及び完了検査

発注者は隨時、受託者の業務の進捗状況を管理するほか、本事業の成果品の精度の確認のため、令和8年11月頃を目途に中間検査を実施するものとする。また、業務完了後、全ての成果物の精度の確認のため、完了検査を実施するものとする。これら中間検査、完了検査において、受託者の成果物が、発注者の意図する一定のレベルに達していないと発注者が判断した場合には、発注者は成果品を再作成、再提出し、再度中間検査又は完了検査を受けなければならない。

受託者は、本業務の進捗状況について、発注者に対し、定期的に報告するとともに、発注者から報告指示があった場合には、速やかに従うこと。

10. 成果物

本業務における成果物について、以下の表のとおり本市に納品すること。

成果物	内容	納品方法	納品時期
(1) 実施報告書	以下の内容を含めること。 ・実施業務の概要 ・実施結果 ・来年度以降、効果的と思われる業務内容 等	・印刷 2部 ・電子データ	業務完了後
(2) ポータルサイト操作マニュアル	・本市職員が更新等作業をするのに必要な事項	・印刷 2部 ・電子データ	ポータルサイト公開後
(3) ポータルサイトのロゴデータ			
(4) 作成コンテンツ	・別途本市から指示する。	同左	同左
(5) その他必要に応じて本市が指示するもの			

11. 業務の再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、「ポータルサイト制作に関する総合コンサルティング業務」とする。
- (3) 受託者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託先ごとに、委託業務内容、再委託先事業者の概要、他業務における実績及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、市の承諾を得ること。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

12. 著作権等

- (1) 本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、本市に帰属するものとする。但し、成果物に受託業者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物(当該著作物を改変(コンバージョンを含む)したものを含む)の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) 業務の成果品等に、受託業者が従前から保有する知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。)が含まれていた場合には、権利は受託業者に留保されるが、本市は、業務の成果品等を利用するため必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 受託業者は、本市に対し、著作人格権を行使しないものとする。
- (4) この業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、事業者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に関わる一切の手続きを行う。
- (5) 受託事業者は、本業務の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

13. 個人情報の取得・保護・管理等

(1)個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び別紙1「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、本市が求める場合には、個人情報の管理状況を報告すること。

(2)情報セキュリティ要件

受託者は、この契約による業務を行うため、別紙2「情報セキュリティ要件」を遵守しなければならない。

14. その他

- (1) 業務内容に疑義が生じた場合には、受託者は速やかに本市と協議し、その指示を受けることとする。
- (2) 本仕様に記載のない事項は、本市と受託者で協議の上、決定することとする。
- (3) 前号(1)及び(2)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本事業に含まれるものとする。
- (4) 本事業の実施に係る経費は、仕様書に特段の記載がある場合を除き、全て受託者の負担とする。
- (5) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所(作業所)等へポスターを掲示すること。

個人情報等取扱特記事項

(個人情報等の保護に係る受注者の責務)

第1 受注者は、履行に当たって、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他関係法令等を遵守し、個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、第4第1項により再委託を行う場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(利用目的以外の目的のための利用の禁止)

第3 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報等を取り扱う場合には、本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、個人情報等の適正な安全管理が図られていることを発注者が確認し、発注者が承諾した場合を除き、個人情報等の取扱いを伴う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 前項において、受注者は、再委託先に対しその履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。再委託を受けた者がさらに再委託を行う場合も同様とする。

(個人情報等の複写及び複製の禁止)

第5 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うため発注者から引き渡された個人情報等を、複写及び複製してはならない。

(個人情報等の安全管理)

第6 受注者は、発注者から引き渡された個人情報等及び受注者が契約履行のために作成したそれらの記憶媒体については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に保管するなど適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報等の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体

制を確保しなければならない。

- 3 受注者は、この契約による業務を行うために必要な場合を除き、事務所内から個人情報等を持ち出してはならない。

(事故発生時における報告義務)

- 第7 受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報等の改ざん、滅失、損傷、漏えい等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

(個人情報等が掲載された資料等の返却義務又は廃棄義務)

- 第8 受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報等又は個人情報等が記録されている媒体が必要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに当該個人情報等の返却又は復元若しくは判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体を廃棄しなければならない。

- 2 受注者は、前項の消去又は廃棄した結果について、発注者に報告しなければならない。
3 第4第1項により再委託先がある場合には、再委託先の個人情報等の消去又は廃棄について受注者の責任において行うとともに、その状況を前項の報告とともに発注者に報告しなければならない。

(報告及び検査)

- 第9 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受注者に対し、個人情報等の管理の状況について報告を求めることができる。
2 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、作業の管理体制、実施体制等の個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(疑義についての協議)

- 第10 この特記事項の各項目で規定する個人情報等の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの特記事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。

情報セキュリティ要件

(責任者、作業内容、作業者及び作業場所の特定)

第1 受注者は、この契約の履行に係る責任者、作業内容、作業者及び作業場所をあらかじめ特定し、発注者に対して通知しなければならない。なお、この内容を変更する場合についても同様とする。

(情報資産の保存場所)

第2 この契約に係る情報資産は、日本国内に保存しなければならない。

(提供されるサービスレベルの保証)

第3 受注者は、通信の速度及び安定性並びにシステムの信頼性の確保等の品質を維持するため、発注者が必要とする場合は、サービスレベルを保証する内容(稼働率、バックアップの方法を含む)及びサービスが中断した場合の復旧内容(復旧時間を含む)を提示しなければならない。

(アクセスを許可する情報資産の種類及び範囲)

第4 受注者は、この契約に係る情報資産の種類及び範囲を定義し、種類及び範囲ごとのアクセス許可及びアクセス時の情報セキュリティ要求事項並びにアクセス方法の監視及び管理を行わなければならない。

(仕様及び設定の変更)

第5 受注者は、この契約に係る仕様及び設定を変更する場合は、事前に発注者と協議の上、変更しなければならない。ただし、仕様及び設定の変更の内容により、発注者と協議が難しい場合は、発注者が認めた場合に限り、事前の報告のみで変更を行うことができる。

(従業員に対する教育の実施)

第6 受注者は、情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、従業員に対し教育を行わなければならぬ。なお、発注者が必要とする場合は、その教育の内容及び実施状況を提示しなければならない。

(提供された情報資産の目的外利用及び受注者以外の者への提供の禁止)

第7 受注者は、発注者から提供された情報資産について、この契約業務以外に利用し、又は受注者以外の第三者に提供してはならない。

2 前項の規定は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約の履行に係る業務に従事しなくなった者及び退職等により受注者の従業員でなくなった者についても適用される。

(情報資産の持出し及び複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、この契約に係る情報資産の持出し及び用紙、記録媒体等への複写又は複製をしてはならない。ただし、その目的、情報資産の内容及び情報セキュリティ対策が十分に取られていることを発注者に示し、その承認を得た場合は、この限りではない。

(情報資産の持込み)

第9 受注者は、情報資産を持込む場合は、情報セキュリティ対策が十分に取られていることを発注者に示し、その承認を得なければならない。

(安全管理義務)

第10 受注者は、この契約に係る情報資産を取り扱う、又は管理する場合は、受注者以外の第三者によって発注者の意図しない変更が加えられないようになるとともに、紛失、損傷及び焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備し、管理しなければならない。なお、発注者が必要とする場合は、当該管理体制を提示しなければならない。

2 受注者は、発注者から情報資産の提供を受けた場合は、受領証を作成し、提出しなければならない。

3 受注者は、この契約に係る情報資産を取り扱う場合は、情報漏えい等の防止のため技術的安全管理措置を講じなければならない。また、発注者に当該措置の内容が適正であることを示し、その承認を得なければならない。

4 受注者は、前項の規定において講じた技術的安全管理措置の実施状況を定期的に発注者に報告しなければならない。

(業務終了時の情報資産の返還、廃棄又は消去等)

第11 受注者は、この契約に係る情報資産が必要でなくなった場合又は発注者から指示があった場合は、速やかにこれを返還、廃棄又は消去をし、それを証明する書類を発注者に提出しなければならない。なお、この要件第8により作成したこの契約に係る情報資産の用紙、記録媒体等の複写又は複製もこれに準ずる。

2 前項の規定は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約の履行に係る業務に従事しなくなった者及び退職等により受注者の従業員でなくなった者についても適用される。

(業務上知り得た情報の守秘義務)

第12 受注者は、この契約により知り得た情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 前項の規定は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約の履行に係る業務に従事しなくなった者及び退職等により受注者の従業員でなくなった者についても適用される。

(再委託に関する制限事項の遵守)

- 第 13 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、情報の取扱いを伴う委託業務を自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。
- 2 発注者は、例外的に再委託を承諾する場合は、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、受注者と同等の水準であることを確認しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定において、再委託(再委託事業者が更に再委託を行う場合を含む)を行う場合は、この要件第3、同第4、同第5、同第6、同第7、同第8、同第9、同第 10、同第 11、同第 12 の規定が再委託事業者等にも適用されることを当該再委託事業者等へ説明し、遵守させなければならない。

(業務の定期報告及び緊急時報告義務)

- 第 14 発注者及び受注者は、定期報告及び緊急時報告の手順を定め、この契約の履行に係る業務の状況を適正かつ速やかに確認できるよう体制を整備しなければならない。なお、緊急時の職員への連絡先は、あらかじめ相互に通知しなければならない。

(発注者による監査又は検査)

- 第 15 発注者が、受注者が実施する情報システムの運用、保守、サービス提供等の状況を確認するため、監査又は検査を行う場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

(発注者による情報セキュリティインシデント発生時の報告及び公表)

- 第 16 受注者は、この契約に関し、情報セキュリティインシデントの発生及び検知した場合は、この要件第 14 の体制に基づき、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。なお、発注者は当該情報セキュリティインシデントの公表をあらかじめ受注者と協議の上、必要に応じて行い、受注者は公表への協力に努めなければならない。

(損害賠償)

- 第 17 発注者は、情報セキュリティインシデントが発生し、それによる損害の賠償を第三者から請求された場合において、その情報セキュリティインシデントが受注者(この要件第 13 の規定による再委託事業者を含む)によりこの要件が遵守されなかつたことによるものであるときは、受注者(この要件第 13 の規定による再委託事業者を含む)に対して、発注者が負う損害賠償の額と同等の額を請求することができる。なお、受注者の従業員(転勤等によりこの契約の履行に係る業務に従事しなくなった者及び退職等により受注者の従業員でなくなった者を含む)であってこの契約の履行に係る業務に従事した者の行為に基づく場合を含むものとする。

(適用する法令)

第 18 この契約及びこの要件は、日本国の法令に準拠するものとする。

(裁判管轄)

第 19 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。